



よいた

No.135 9月号

町だより 町長 平沢甚九郎書

昭和52年9月10日 ■発行/与板町(代表者与板町長平沢甚九郎) ■編集 与板町だより編集委員会



おもな内容は

- 町長就任あいさつ……………2
- 秋の交通安全運動……………2
- 長寿ばんざい……………3
- 金婚おめでとう……………3
- 与板まつり行事……………4
- 税金あれこれ……………5
- 歌会始めのお題は……………5
- 新潟県青少年育成条例……………6
- 旧軍人の恩給法等改正……………7
- たばこ銘柄当てコンクール……………7
- ガン征圧月間……………8
- 無料赤でんわコーナー……………8
- 心配ごと相談所とは……………9
- 海上保安学校生募集……………9
- 保健衛生だより……………10
- お知らせ……………10

人口の動き

8月31日現在
()は7月末との比較

人口	7,813人 (+3人)
男	3,801人 (-1人)
女	4,012人 (+4人)
世帯	1,789 (-1)
出生	9人
死亡	4人
転入	11人
転出	13人

保健衛生だより

- 9月14日 13時30分から15時まで
乳児検診 母子センター
対象者 S.52.4.1~S.52.7.31迄出生児
- 10月4日 13時30分から15時まで
母親学級(後期) 母子センター
- 10月7日 13時30分から14時30分まで
二種混合(2回目) 母子センター
対象者 S.50.4.1~S.50.8.31迄出生児
- 10月12日 13時30分から15時まで
乳児検診 母子センター
対象者 一般
- 10月11日から15日 胃腸検診
申込者に個人通知

与板町役場職員採用

次の要領で募集します。
希望者は、申込書に履歴書一通を添えて申し込みください。

- 一、職種 一般行政職
- 二、人員 一般事務 若干名 (男女を問わず)
- 三、資格 昭和五十一年以降高等学校卒業業者、又は昭和五十三年三月卒業見込

採用日 昭和五十三年四月一日

申込書提出先 与板町役場総務課

※注、写真(たて4cmよこ3cm)を三枚用意してください。

(申込用紙は、役場総務課にあります)

川上前与板町長の急逝に



テレホンサービス9月分予定表

新潟県消費生活センター

日	曜	テーマ	日	曜	テーマ
1	木	日本酒の品質と表示 市販のおやつとの与え方	17	土	カメラの選び方と手入れ
2	金		18	日	
3	土		19	月	消費生活相談事例
4	日		20	火	
5	月	消費生活相談事例	21	水	加工食品の価格動向
6	火		22	木	
7	水	加工食品の価格動向	23	金	カレー・ア・ラ・カルト
8	木		24	土	
9	金	マルチ商法の知識	25	日	消費生活相談事例
10	土		26	月	
11	日	消費生活相談事例	27	火	コーヒーの飲み方
12	月		28	水	
13	火	消費生活相談事例	29	木	ユニットプライシングとは
14	水		30	金	
15	木				
16	金				

(注) 緊急な消費生活情報は、予定を変更して提供することとしておりますのであらかじめ御承知ください。
また情報は、正午に切り替えます。

—ダイヤルしましょう— (0252) 67-7000
今すぐ役立つ消費者情報
「ハイ県くらしのダイヤルです」

より延期しておりました町民体育祭を
・十月二日
・午前八時三〇分から
・与板小学校グラウンドで開催いたします。

善意のご寄附
ありがとうございます
恵まれない人に役立て、下さいと、佐藤 栄一さん(長丁)から、一万円の寄附が寄せられました。
善意に対し、感謝申し上げますと共に福祉事業に活用させていただきます。

愛の募金運動にご協力
ありがとうございます
町ぐるみ摘もう非行は芽のうちにを、社明運動のスローガンに愛の募金運動をすすめてきましたが、暖か

ご理解のもとに寄せられた寄附金は、二十一万四千八百七十七円でした。
町保護司会を経て、犯罪予防活動や、あやまちをした人の更生などに活用されます。
みなさんのご協力ありがとうございました。

電気の検針日・集金日の変更
このたび東北電力では、管内を新しい地域割りにし今迄の検針日・集金日(振替日)を十一月分より全面的に組み替えることになりました。
このため十一月分の検針日・集金日が一ヶ月より伸びたり、縮んだりする地区もあります。ご協力下さいますようお願い致します。

長壽萬歳

～9月15日は『敬老の日』～

長寿を迎えられた皆さん
おめでとうございます。
心からおよろこび申し上げ
ます。
今年もやがて敬老の日、
(老人週間)を迎えますが
人間の寿命が近年七十才を
超えるようになりました。
与板町では、今年満八十
八才以上になれる人が、
十八名です。

横網格は、岩方にお住ま
いの荒木正二さん……
……マスマス健在です。
永い間、社会に尽してこ
られた方々に感謝すると
もに若かりし頃の思い出
なしを聞き、喜びをわかち
合いましょ。
精々健康に留意され長命
されるよう祈ります。
(昭和52・9・15現在)



町名	夫婦氏名	結婚年月日
岩方	上原 清次 キセ	大正十五年一月十日
吉津	東條 政信 クニ	大正十五年二月十一日
横町	渡辺 キ藤 サ松	大正十五年四月二日
中田	田中 保次 タセ	大正十五年四月二十二日
北新町	鈴木 忠吉 マス	大正十五年四月二十八日
葛都	桶口 佐五郎 ハツヨ	大正十五年五月二十五日
馬場丁	田中 五郎 スギ	大正十五年七月二十七日

結婚五十年 金婚おめでと

～新潟県知事からお祝い品

結婚されて五十年、夫婦仲睦まじく、明るい家庭づくりと社会発展に尽され、今年めでたく金婚を迎えられた方々に、県知事からお祝いの色紙が贈られました。今後一層、社会の発展にご尽力いただき、健康に留意されいっただも長生きをされますようお祈りします。

祝金
新潟県知事 若原 昌雄

協調と融和を最優先に…… 住みたくなる町づくりを進めます



与板町長 平澤 甚九郎

この度の町長選挙に際しましては、大変おさわがせをし、色々御迷惑をおかけしたにもかかわらず、有権者の皆様から温かい御感情と御支援を賜り、御陰様で当選させていただきましたことは誠に有難く厚く御礼申し上げます。この御芳情に対しましては一意専心、町政の充実に専念して御礼申し上げます。今後の町政運営につきましては、何卒今後とも一層の御鞭達と御協力を賜りますようお願い申し上げます。主権者の皆さんの意見を町政に反映させるべく、お互いに心を打ちあけて話し合い、明らかな町政を行うことを基本姿勢といたします。

また、五つの公約実現を推進する為、近隣町村との連携を密に図り、住みよい町から、住みたくなる町づくりを行ってまいります。その一つは、次代を担う青少年を含め心豊かな人づくりを行って参りたいと思っております。現代社会では、ますますと忙しさにまぎれ家庭内、社会の連帯が稀薄になりがちです。このため地域全体で楽しめる施設づくりを行ってこれに対処して参ります。さいわい、与板町は美しい自然に恵まれています。西山丘陵地帯に広域的基幹林道を作り、与板町に森林自然公園を作ります。また林道により結ばれる近隣に海の家の建設、更に旧黒川流域には河川公園の早期完成を図ります。それにスポーツ広場の建設を合わせ町民の憩いの場とする計画です。次に産業振興については農工商の有機の関連の中で発展を考慮して参ります。農業では基盤整備に意を注ぎ工業では地場伝統産業の振興の中に後継者育成と新製品の開発をおりこみ、新規企業の誘致もすゝめます。又産地ぐるみのPRも考え販路の拡大もはかりたいと思っております。社会教育施設については総合市民会館の建設を行わない社会教育の殿堂とする考えです。この会館は多目的利用が出来るといいます。次に生活環境の整備を行わない町の施設には身障者対策を施し、だれもが利用出来るよう意を配りたいと思っております。次に生活環境の整備を行わない住みたくなる町づくりと人口増対策をすゝめます。当町では上水道の建設は終了、ガスは建設中ですが、下水道が未だ未着手です。都市の要件として不可欠なもので、これの建設はすゝめて参ります。また、パイプスの建設を急ぎ通過交通の排除と、道路の安全化をすゝめてゆきます。また宅地の安価供給を行わない人口増対策を計つてゆく所存です。次に社会福祉行政については、既存の保育所の設備の充実をはかり、恵まれない方々への思いやり、寡婦やおとしよりへの福祉の増進をはかります。以上雑駁ながら考え方の一端を申しのべましたが、これらは何れも町民各位の強力な御支持と御協力を必要といたします。昔の人が城を築くに似たことも知れませんが、これらは垣を一つ一つ積み重ねて城を築いたように一歩一歩前進し、二十一世紀へ向かって新しい与板町を築き上げましょう。何卒一層の御理解と御支援を賜りますよう重ねて御願ひ申し上げます。

この度の町長選挙に際しましては、大変おさわがせをし、色々御迷惑をおかけしたにもかかわらず、有権者の皆様から温かい御感情と御支援を賜り、御陰様で当選させていただきましたことは誠に有難く厚く御礼申し上げます。この御芳情に対しましては一意専心、町政の充実に専念して御礼申し上げます。今後の町政運営につきましては、何卒今後とも一層の御鞭達と御協力を賜りますようお願い申し上げます。主権者の皆さんの意見を町政に反映させるべく、お互いに心を打ちあけて話し合い、明らかな町政を行うことを基本姿勢といたします。

また、五つの公約実現を推進する為、近隣町村との連携を密に図り、住みよい町から、住みたくなる町づくりを行ってまいります。その一つは、次代を担う青少年を含め心豊かな人づくりを行って参りたいと思っております。現代社会では、ますますと忙しさにまぎれ家庭内、社会の連帯が稀薄になりがちです。このため地域全体で楽しめる施設づくりを行ってこれに対処して参ります。さいわい、与板町は美しい自然に恵まれています。西山丘陵地帯に広域的基幹林道を作り、与板町に森林自然公園を作ります。また林道により結ばれる近隣に海の家の建設、更に旧黒川流域には河川公園の早期完成を図ります。それにスポーツ広場の建設を合わせ町民の憩いの場とする計画です。次に産業振興については農工商の有機の関連の中で発展を考慮して参ります。農業では基盤整備に意を注ぎ工業では地場伝統産業の振興の中に後継者育成と新製品の開発をおりこみ、新規企業の誘致もすゝめます。又産地ぐるみのPRも考え販路の拡大もはかりたいと思っております。社会教育施設については総合市民会館の建設を行わない社会教育の殿堂とする考えです。この会館は多目的利用が出来るといいます。次に生活環境の整備を行わない町の施設には身障者対策を施し、だれもが利用出来るよう意を配りたいと思っております。次に生活環境の整備を行わない住みたくなる町づくりと人口増対策をすゝめます。当町では上水道の建設は終了、ガスは建設中ですが、下水道が未だ未着手です。都市の要件として不可欠なもので、これの建設はすゝめて参ります。また、パイプスの建設を急ぎ通過交通の排除と、道路の安全化をすゝめてゆきます。また宅地の安価供給を行わない人口増対策を計つてゆく所存です。次に社会福祉行政については、既存の保育所の設備の充実をはかり、恵まれない方々への思いやり、寡婦やおとしよりへの福祉の増進をはかります。以上雑駁ながら考え方の一端を申しのべましたが、これらは何れも町民各位の強力な御支持と御協力を必要といたします。昔の人が城を築くに似たことも知れませんが、これらは垣を一つ一つ積み重ねて城を築いたように一歩一歩前進し、二十一世紀へ向かって新しい与板町を築き上げましょう。何卒一層の御理解と御支援を賜りますよう重ねて御願ひ申し上げます。

9月21日～30日 全国秋の交通安全運動



- 子ども 信号が青でもよく見てわたろうね
- 歩行者 話合う 家族で事故のない世界
- 運転者 赤信号 老人 子ども 白い杖

あなただは見えても
車は見えない夜の道

稲の収穫の季節です。この時期になると道路の交通は、トラクターや耕うん機などが多くなつてきます。お互いに譲り合い、安全運転を守り、交通事故のないよう努めましょう。

●運動の重点

- 1 歩行者、自転車利用者、特に子どもと老人の交通事故防止
- 2 シートベルトの着用の推進
- 3 夜間における交通事故の防止

お互いに交通規則を守り悲惨な交通事故を「起きない」「起こさない」に努力いたしましょう。

なお、最近交通三悪である飲酒運転、無免許運転、スピードの出し過ぎによる交通事故が多くなつております。これだけは、絶対にやめましょう。

正しい交通ルールを身につけ、いつでも、どこでも実行しましょう。



みんなの登り屋台

9月14日 15日 16日

行事案内

*14日(木)	みこし 渡御 神楽舞 登り屋台 舞台演芸	正午～夜7時30分 夜7時30分～夜10時	郊外 中央通り～八幡宮 中央通り～八幡宮 八幡宮
*15日(木祝)	下り屋台 鼓笛隊パレード バトンパレード みこし 渡御 山車パレード 子供たち 神楽舞 登り屋台 舞台演芸	昼9時30分～11時 昼10時～11時 昼11時～1時 昼1時～5時 昼2時～5時 夜7時30分～夜7時30分 夜7時30分～夜10時	八幡宮～中央通り 飯成社～八幡宮 飯成社～八幡宮 八幡宮(本通り)～飯成社 役場前～町内 飯成社～八幡宮 中央通り～八幡宮 中央通り～八幡宮 八幡宮
*16日(金)	下り屋台 山車パレード 民謡流し	昼9時30分～11時 昼1時～5時 夜7時～11時	八幡宮～中央通り 役場前～町内 稲荷町～八幡宮

★協賛行事 15・16日 昼9時～5時 大栄信用組合ホール
《石黒鉄石遺作品展》

★BSNテレビ放送 9月20日 午後5時より

生活用具が見られます

(民俗資料室)

この度、てまり荘の一角に民俗資料室が出来ました。今迄、公民館の二階に並べておいたいろいろな農具や、バンドリ、ミノ、ワラグツなど今はほとんど見られなくなった生活用具を一堂に展示しました。まだまだ収集している最中で、整理の段階までは行きませんが、もし皆さんの家庭で、もう使わなくなったものや、又ほしい人があったらやろうかな、という品物がありましたら、ぜひこの民俗資料室に寄贈して下さい。そして機会がありましたら、ご覧になって下さい。小学生・中学生の子供達には、昔はこんなので畑を耕したり、米を作ったりしたんだよと、教えておくには大変よい勉強の場所だ



と思ひます。これから内部も改造し、一段と見やすくそして整理し、りっぱな民俗資料室にしたいと思ひますので、御協力をお願い致します。

なお、民俗資料室は、てまり荘と同じく月曜を除く火曜から日曜までいつでも見られます。

城山の城主・直江山城守

第二集発刊

戦国の武将・与板城主直江山城守兼続の第二集が小坂寛先生により発刊されます。

ご希望の方は、教育委員会事務局へ申し出てください。

一部一五〇円です。(部数に制限があります)



税金



所得税の特別減税

事業所得者や不動産所得者などで確定申告により納税された方には、すでに特別減税による還付を請求できる金額をお知らせしてありますが、お知らせに同封してある「還付請求書」の提出は、お済みでしょうか？

当与板町では約四十名の方が未提出だそうです。

提出の方法は郵送で差支えありませんので、まだお済みでない方は早目に税務署へ提出して下さい。

なお、この還付請求書には、受取郵便局名を記入し氏名のところに押印して下さい。提出後しばらくして「支払通知書」をお送りしますので、これによって郵便局から還付金を受取して下さい。

ご不明の点や、還付請求書を紛失された方は、税務署か税務相談室へおたずね下さい。

今月の納税は、固定資産税の第三期分と国保税の九月分です。

納期限まで完納しましょう。なお、前期までの納税をお忘れになっておられる方は早くおさめて下さい。

ご存知ですか

物品にかかる税金を

税金というと、すぐ所得税や相続税などが頭に浮かびますが、酒税や物品税などの間接税も私たちの日常生活

活に深くかかわりを持つ身近な税金です。

酒税は、清酒・ビール・ウイスキーなどにかかる税金で、製造場から出荷されるときに課税が行われています。

物品税は、比較的安いながらも、比較的長い間にかかってくる税金で、第一種と第二種に分かれています。

第一種には、宝石類・貴金属製品・毛皮製品などで小売の段階で課税が行われています。

第二種には、ゴルフ用具・乗用自動車・ルームクーラーなどで、製造場から出荷される段階で課税が行われています。

畜犬飼い主の方へお願い



尚、犬の咬傷事故は、この中越地区に於ても多く発生しております。飼い主は勿論一般の方は次のことに注意して下さい。

一、石や棒をもって、犬をおどさない。

一、食事中の犬のそばへ行かない。

一、幼児に犬を近づけない。

一、子供の犬に近づかない。

一、その他犬をおどろかさな

昭和五十三年の歌会始めの

お題は『母』です

来年度の歌会始めの詠進要領が、次のように定められました。

◎お題は、「母」です。

歌には母(はは)の語意のある他の言葉たとえば「たちね」・「めおや」などと用いてもよいが、人間をはじめ生命のある動物の女親を題材とした歌に限る。

◎詠進歌の詠進要領

(1)歌は、自作の歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。

(2)用紙は、半紙(習字用の半紙)とし、毛筆で自書して下さい。

(3)病氣又は身体障害で自筆できない場合は、代筆でも差し支えありませんが、代筆の場合はその理由を書いた別の

◎詠進の期間

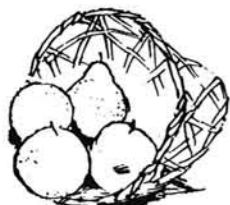
本年九月一日から十月十一日までとし、郵送の場合は、十月十一日までの消印のものを有効。

◎郵便のあて先

「100東京都千代田区一番一号 宮内庁」とし、

紙を添えてください。書式は、半紙を一つ折りにし、開いて右半面にお題と歌、左半面に住所、氏名(本名、ふりがな)、生年月日及び職業(具体的に)を書いてください。

直接、宮内庁式部職あてに、住所、氏名を書き返信用切手(五十円)をはった封筒を添えて、九月末日までに照会してください。



みんなが幸せ

赤い羽根で



赤い羽根で福祉活動に参加

10月1日から

この運動を通じて一人一人が社会福祉活動に直接参加することになり、共同募金

のご理解とご協力をお願いします。

共同募金

今年も十月一日から全国一斉に共同募金が始まり、みなさんの愛の力で一人でも多くの人々が幸せになりま

すよう格別

お互いの連帯感によって心と心の結びあうことは、人間が社会生活を送り、住みよき社会を作っていくうえで不可欠なものです。赤い羽根は、赤いシンボルです。みなさんの胸を赤い羽根で

お互いの連帯感によって心と心の結びあうことは、人間が社会生活を送り、住みよき社会を作っていくうえで不可欠なものです。赤い羽根は、赤いシンボルです。みなさんの胸を赤い羽根で

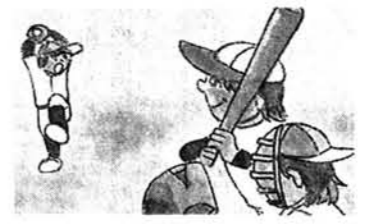
たくましく伸びよう 青少年

青少年が社会の一員としての使命を自覚し、かつ、将来へのたくましい意欲を持って、心身ともに健康で有為な社会人として育ってほしいと誰しも望む処であります。

そこで、県では青少年を健全に育成するための施策を基本を定め、青少年の望ましい成長を阻害する行為を規制すると共に、青少年の自主性を尊重し、その活力を発揮させ、生きがいの目標を正しく形成出来るよう導くことを目的とする青少年健全育成条例を制定しました。この条例は七月一日から施行になりました。

●基本的な考え方と目標

- (1) 誘惑に負けたり、空虚感におちいつたりすることのないたくましい青少年に育成することを理想像として描いています。
- (2) そのため、すべての青少年が年令に応じた「生きがいの目標」を持つようになり、手助けすること、健全育成対策の中心目標として推進することとしています。
- (3) 青少年の健全育成のためには、家庭と学校(職場)地域社会が一体(県民総ぐるみ)となつて取組まなければならないが、なかでも家庭の役割が最も重要であることを強調しています。
- (4) 環境浄化や非行防止の活動は保護者をはじめとする大人の自覚と、業界の自粛から出発しなければなりません。



●青少年の健全育成はチームプレーが大切!

●青少年の自立と連帯性を促すための規定

- a 青少年一人一人の持味を発揮させるスポーツや文化活動の振興
- b 青少年の生きがい探求の手助をする。青少年健全育成の振興と啓発活動の促進等
- c 青少年の情操を深め、徳性を高める「家庭の日」の設定とその普及等、以上種々の施策について、積極的な推進に努めることを明らかにして居ります。

●青少年をとりまく環境をよくするための規定

- (1) この条例では、青少年(十八才未満の者)にとって好ましくない環境をなくするため、特定の営業行為等の一部制限されています。
- a 有害な興行や図書指定
知事は、次の四種類のものを青少年の性的感情を著しく刺激したり、残虐な心を助長したりするおそれのあるものを、青少年に「売ったり」「配ったり」「見せたり」「聞かせたり」「掲示したり」等してはならないものとして指定し、制限することがあります。
- b 雑誌等自動販売機に対する制限
知事が有害指定した図書類を自動販売機に入れてはならないし、入れて

あった図書類が指定されたらすぐにとり出さなければならぬ。

- c 金銭の貸付けや質受けなどの制限
貸金業、質屋及び古物商は、正当な理由があるときのほか、青少年を相手に「金銭の貸し付け」「質受け」又は「物品の買入れ交換」等をしてはならない。
- d 自動車・旅行ホテル業者等の配慮義務
設置する場所や建物、看板の色、形状等が、青少年に悪い影響を与えないよう配慮しなければならぬ。
- e 下宿、アパート、貸間、旅館等を営む者の責務
宿泊させたり、貸して居る施設の中で、青少年が性非行、覚せい剤やシンナー等薬物の乱用など不健全な行為をしていたり、大人から被害を受けているようなことを知ったときは、警察、児童相談所等の機関に届け出るか、青少年の保護者に知



●深夜の外出は非行への危険につながる



●悪者は買わない 読まない 見ない

●保護者や大人の自覚を促すための規定

- 青少年の人格形成は、技術的なくふうよりも、親をはじめとする大人の生活態度に影響されること、大きいことを重視しこの条例では次のように大人に対する禁止や配慮責任を規定しています。
- (1) みだら、わいせつな行為の禁止
a 青少年に対し、みだらな性行為やわいせつなことをしてはならない。
b 青少年にわいせつなことをさせたり、教えたり見せたりしてはならない。
*このような大人の行為は青少年の幸せをむしろ、将来をだいたしにする悪質な行為としてとらえ「一年以下の懲役又は十万円以下の罰金」という条例としては最高の罰則で対処しています。
 - (2) 不健全な行為のための場所提供や周旋の禁止
a 青少年が、みだら、わ

いせつな行為や覚せい剤シンナー、睡眠薬等の乱用など不健全な行為をすることを知っていて、そのための場所を提供したり周旋してはならない。

*この禁止規定に違反した大人に対しても、みだら、わいせつな行為の禁止違反に次ぐ重い(五万円以下の罰金)罰則がつけられています。

- (3) 非行につながるような行為をさせない責任
a 青少年にとって好ましくない本、映画、ポスター、がん具等は、大人自身の正しい判断で「見せたり」「聞かせたり」「持たせたり」「しないようにする」。
- b 特別な理由がある場合のほかに「深夜(午後十一時以後)に外出させたり、深夜の興行や飲食店に立ち入らせない」。
- c 酒をのんだり、タバコを吸うことを教えたり、すすめたりしない。

少年に飲ますな 吸わすな酒たばこ
親と子の対話が 満ちてよい家庭

次に該当される方は、全て請求により支給されるものですから早めに、役場住民課で手続きを

●恩給関係法

- ① 傷病者遺族特別年金支給
昭和五十一年改正により傷病者年金、又は特別項症から第一款症の特別傷病恩給受給者が給付事由である。負傷又は疾病以外の事由により昭和二十九年四月一日以降死亡した場合に、その遺族に年金が支給されま
- ② 旧軍人の不具廃疾の子に対する、公務関係扶助料の支給条件が緩和
現在扶助料を受ける権利又は資格を有する子が婚姻すれば、その子が不具廃疾で生活資料を得るのみならずとも、扶助料を受ける権利又は資格を失うこととなつてはいましたが、五十二年改正では、生活資料を得る道がない限り、婚姻を失権失格事由にされません。
- ③ 援護法の障害年金を併給される普通恩給が改善
普通恩給を受けている者が援護法による障害年金を併給されている場合には、普通恩給について傷病恩給を併給されている者の場合

と同等の措置となります。④ 日赤救護員の抑留期間も通算
恩給公務員担当の日本赤十字社救護員として、昭和二十年八月九日以後戦地勤務に服していた者が引き続き海外に於て抑留又は、留用された場合には、当該抑留又は、留用期間も公務員期間に通算されます。改定は五十二年八月分からです。

旧軍人等の恩給法・援護法・特別弔慰金・特別給与金支給法が改正

遺族援護法関係

- ① 平病死亡の遺族年金等の支給範囲が拡大
勤務に因する傷病による不具廃疾の程度が第一款症から、第五款症までの程度である。障害年金受給者がその給付の支給事由である傷病以外の事由により死亡した場合にその者の遺族に遺族年金等九万円が五十二年八月より支給されます。

特別弔慰金支給法関係

- ① 満洲事変死没軍人の遺族に特別弔慰金が支給
昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までに公務上の傷病にかかり、死亡した者の遺族で、昭和五十年四月一日現在において遺族年金又は、公務扶助料等受給権者のいない遺族に対して、新たに特別弔慰金二十万円が支給されます。

② 三親等内親族に特別弔慰金が支給

- 戦没者等の遺族で配偶者、兄弟姉妹が昭和五十年四月一日前にすべて死亡し、又は失権していた場合に戦没者の戦没当時まで引き続き一年以上生計維持又は生計同一にあった配偶者、子、孫、祖父母、兄弟姉妹以上の三親等内親族にも特別弔慰金二十万円が支給されます。
- 三親等内親族となる主なものは次のとおりです。
 - (ア) 戦没者の伯叔父母、甥、曾祖父母、及び曾孫(血族)
 - (イ) 戦没者の三親等内の血族の配偶者(姻族)
 - (ウ) 戦没者の配偶者の父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母、甥、姓(姻族)
- 特別給付金が支給されます。① 昨年改正された援護法に給与金を受けることができません。
- 戦没者等の妻、父母、祖父母の方に、五十二年十月から特別給付金が支給されます。この特別給付金は遺族年金、又は遺族給与金を受給していないと支給されませんので、まだ請求手続きを行っていない方は、早急に手続をして下さい。
- ② 継続支給について

五十二年五月十五日受領が終了した「第二回特別給付金国庫債券券号」「第三回特別給付金国庫債券券号」をお持ちの方は、継続

たばこ銘柄吸い当て コンクリートの実施

日本専売公社・長岡営業所と与板町たばこ販売店の共催で、峰・チェリー販売促進とスモークン・クリン(街を自然を美しく)のキャンペーンに、たばこの銘柄当てコンクールを次により実施します。

盛り沢山の景品があり、愛煙者多数の参加をお待ちしております。

一、日時
九月十五日
午前十時から正午まで

一、場所
中町(ママセンター特設売場)

一、賞品
全問正解や四問、三問二問、一問の賞品のほかに参加者全員に記念品があります。

一、銘柄(五種類)
峰(みね)
セブンスター
チェリー
マリナー
ハイライト
の五銘柄です。

たばこ消費税は 貴重な町財源です
たばこは町内で 買いましょう

街を自然を美しく 吸いからの投げ捨てはやめましょう。

Smokin' Clean



ポストコーナー

9月1日から—
最高1千万円までご加入できます
—財形貯蓄保険の5百万円は別わく—
郵便局の簡易保険はご加入の方に対する保障内容の充実とサービスの向上を図るため9月1日から次のとおり制度を改正いたしました。

心配ごと相談所とは

今日は13・20・27日と10月4・11日

娘さんだか、相当の年齢の方、自分の事で家庭内に...

駒喰合っていない所がある。相談員は、時余にかけて...

海上保安大学校学生募集!
海上保安大学校、海上保安学校の学生は経済的な心配を必要とせず、恵まれた教育が受けられます。

- 1 受付期間 昭和52年10月4日から10月17日まで
2 受験資格 昭和32年4月2日以降生れの男子で、高等学校卒業者か、高等専門学校第3学年を修了した者又は、大学入学資格検定合格者(来春3月まで卒業見込み又は修了見込み者を含む)

- 1 受付期間 (大学校学生と同じ) 昭和52年11月26・27日
2 受験資格 昭和29年4月2日以降生れの男子で、高等学校卒業者か、高等専門学校第3学年を修了した者又は、大学入学資格検定合格者(来春3月まで卒業見込み又は修了見込み者を含む)

電話で里帰り!!
夏休みに小学生の稔君を連れて楽しい里帰りを...



ガン征圧月間

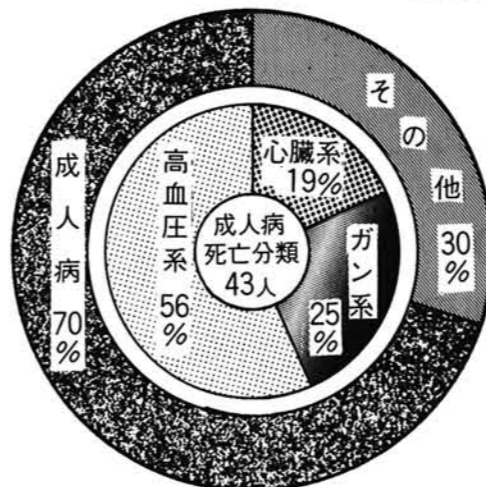
9月1日～9月30日



働き盛りの年代を襲い、しかも35才から64才までの死因順位の首位を占める「ガン」の予防(征圧)について正しい知識をしり、早期発見・早期治療をしましょう。

死亡の中における成人病死亡率

与板町の昭和51年中



- ① 五人から家庭を守ろう
日本人の死因の半分以上は脳卒中、ガン、心臓病といつたわゆる成人病...

- ① 胃... 具合が悪く、食欲がなく、好みが変わった...

無料赤でんわコーナーで
ふるさとをのたよりを
与板電報電話局と与板公衆電話会...

床の手入れ
木質系床
塗装がはげると汚れがしみ込みます。普段はカラ拭き、月に一度日を決めて、油性ワックスをかけます。

動物愛護週間
いじめないで
捨てないで
動物は人の心を知っている
小さな命を大切に!



豆知識
樹脂系ワックスで磨けば普段はカラ拭きで十分です。
タイル床
普段は洗剤とスポンジでタワシでこするとタイルの上薬が取れ、かえって汚れやすくなります。

油汚れを取る時
水+洗剤(水の3%) + アンモニア(水の1%)
油汚れには水半分をアルコール(家庭用エチルアルコール)
漂白したい時
水+洗剤(水の3%) + 漂白剤(水の10%)
油雑巾を作る時
水+専用オイルまたは灯油(水のき) + 洗剤(水の3%)

身分及び給与
入学と同時に国家公務員としての身分を受け、在学中俸給約七二、〇〇〇円程度が支給されます。

電話で里帰り!!
夏休みに小学生の稔君を連れて楽しい里帰りを...